

令和4年第7回にかほ市議会定例会会議録（第1号）

1、令和4年11月25日第7回にかほ市議会定例会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	高 橋 利 枝	2 番	齋 藤 光 春
3 番	佐々木 正 勝	4 番	宮 崎 信 一
5 番	齋 藤 雄 史	6 番	齋 藤 聡
7 番	菊 地 衛	8 番	齋 藤 進
9 番	佐々木 平 嗣	10 番	小 川 正 文
11 番	佐々木 孝 二	12 番	佐 藤 直 哉
13 番	佐々木 春 男	14 番	佐々木 敏 春
15 番	森 鉄 也	16 番	伊 藤 竹 文

1、本日の出席議員（ 16 名 ）

1 番	高 橋 利 枝	2 番	齋 藤 光 春
3 番	佐々木 正 勝	4 番	宮 崎 信 一
5 番	齋 藤 雄 史	6 番	齋 藤 聡
7 番	菊 地 衛	8 番	齋 藤 進
9 番	佐々木 平 嗣	10 番	小 川 正 文
11 番	佐々木 孝 二	12 番	佐 藤 直 哉
13 番	佐々木 春 男	14 番	佐々木 敏 春
15 番	森 鉄 也	16 番	伊 藤 竹 文

1、本日の欠席議員（ 0 名 ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	阿 部 和 久	次 長	加 藤 潤
班長兼副主幹	今 野 真 深		

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	市 川 雄 次	副 市 長	本 田 雅 之
総 務 部 長 (危機管理監)	佐々木 俊 孝	企 画 調 整 部 長 (地方創生政策監)	佐 藤 喜 仁
市 民 福 祉 部 長	須 田 美 奈	農 林 水 産 部 長	池 田 智 成

商工観光部長	齋藤和幸	教育次長	畠山真姫子
消防長	阿部光弥	会計管理者	土門好子
総務課長	齋藤邦	総合政策課長	高橋寿
財政課長	齋藤真紀	選挙管理委員会・監査委員事務局長	佐藤直子
子育て支援課長	齋藤和也	建設課長	竹内千尋
上下水道課長	齋藤和俊	教育総務課長	今野和彦

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第1号

令和4年11月25日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 市政報告
- 第4 報告第8号 専決処分の報告について（専決第12号）
- 第5 報告第9号 にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告について
- 第6 議案第83号 教育委員会委員の任命について
- 第7 議案第84号 にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第85号 にかほ市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第86号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第87号 にかほ市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第88号 にかほ市議会議員及びにかほ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第89号 にかほ市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第90号 にかほ市職員の降給の事由に関する条例制定について
- 第14 議案第91号 にかほ市職員の高齢者部分休業に関する条例制定について
- 第15 議案第92号 にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第93号 にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第94号 にかほ市風力発電事業と生活環境等との調和に関する条例制定について
- 第18 議案第95号 金浦駅こ線人道橋補修・補強工事の施行に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 第19 議案第96号 秋田県及びにかほ市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結に関する協議について
- 第20 議案第97号 令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）について

- 第21 議案第 98号 令和4年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第22 議案第 99号 令和4年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第23 議案第100号 令和4年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第24 議案第101号 令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）について
- 第25 議案第102号 令和4年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について
- 第26 議案第103号 令和4年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第27 議案第104号 令和4年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第28 議案第105号 令和4年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第29 議案第106号 令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）について

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 会

●議長（宮崎信一君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから令和4年第7回にかほ市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定によって、10番小川正文議員、11番佐々木孝二議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。議会運営委員長より報告を求めます。15番森鉄也議会運営委員長。

【議会運営副委員長（15番森鉄也君）登壇】

●議会運営委員長（森鉄也君） おはようございます。去る11月18日及び本日9時30分から議会運営委員会を開催し、12月定例会、その他について協議いたしましたので、内容を報告いたします。

12月定例会への提出案件は、報告2件、議案では人事案件1件、条例改正及び制定11件、補正予算10件、その他2件の計26件であります。そのうち議案第106号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）については、本日追加の議案であります。また、今回上程する陳情は4件で、一般質問は6人となっております。

会期日程についてご報告いたします。お手元の日程表をご覧ください。

会期日程は、本日11月25日から12月9日までの15日間といたします。11月29日、30日の2日間を一般質問とし、質問者は、11月29日に3人、30日に3人といたします。11月28日及び12月1日を議案調査日としまして、12月2日に議案質疑、議会等付託、予算特別委員会の設置を行い、当日から8日までを委員会といたします。本定例会の最終日は12月9日とし、本会議において討論、採決を行います。

次に、会期初日に採決を行う議案についてご報告いたします。

議案第83号から86号までの単行議案4件及び議案第97号から第100号までの補正予算4件、合わせて8件の議案については、本日、本会議において質疑、討論、採決を行います。そのうち議案第83号は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略し、無記名投票による採決を行います。

次に、新型コロナウイルス感染対策についてご報告します。

議員の議場内での発言は、マスクを着用したまま演壇で行うことを議会運営委員会で決定しておりますので、ご協力をお願いいたします。以上です。

●議長（宮崎信一君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長に対する質疑を終わります。お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営副委員長の報告のとおり、本日から12月9日までの15日間に決定いたしました。

次に、議案の付託についてお諮りします。

議会運営委員長の報告のとおり、議案第83号から議案第86号まで及び議案第97号から議案第100号までの8件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本日、提案理由の説明終了後、本会議において質疑、討論、採決を行います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

日程第3、市政報告を行います。これを許します。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。

それでは、私から12月定例会における市政報告を申し上げさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルスワクチン接種事業についてであります。

11月20日時点での接種状況は、初回接種2回目で91.10%、追加接種3回目で81.26%、4回目で3.94%となっております。

オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチン接種については、初回接種2回を完了した12歳以上の方で、追加接種3回目及び4回目の接種から3か月以上経過した全ての市民を対象に10月から集団接種及び個別接種で実施をしております。

新型コロナウイルスワクチン接種の特例臨時接種の実施期間は、令和5年3月31日まで延長されましたが、年末年始にかけてインフルエンザとの同時流行も懸念されることから、ワクチンの接種を希望される方には、年内の接種をお願いしております。

乳幼児・小児のワクチン接種については、小児5歳から11歳までの方のうち、2回目の接種完了から5か月を経過した方に3回目接種を10月から開始しております。また、生後6か月から4歳までの乳幼児の接種については、小児ワクチン接種と同様に、由利本荘市と協定し、小児科医院での接種を開始しております。

次に、市内の経済状況についてであります。

7月から9月の景況調査では、依頼した69社のうち78%に当たる54社から回答がありました。

全体としては、前年同期と比較して「好転」が20社、「横ばい」が15社、「悪化」が13社で、「好転」とする事業者が増加し、前期との比較においても、「好転」が22社、「横ばい」が18社、「悪化」が14社と、全ての業種においてD I値はプラスが続いております。

飲食・宿泊・運輸業では、前年同期比で「好転」が7社、「横ばい」が3社、「悪化」が1社と、D I値が60%と回復傾向にあり、前期との比較でも、「好転」が4社、「横ばい」が3社、「悪化」が4社で、好調が続いております。

卸売・小売・サービス業においても、前年同期比で「好転」が7社、「横ばい」が3社、「悪化」が4社で、「好転」とする事業者が増え、業況の改善が見られますが、物価高の影響により消費の減速が心配されます。

建設業においては、前年同期比で「好転」が3社、「横ばい」が3社、「悪化」が2社、前期との比較では「好転」が4社、「横ばい」が3社、「悪化」が1社となり、いずれの比較でもD I値がプラスとなっており、好調を維持しております。

主力の製造業においては、前期との比較で「好転」が9社、「横ばい」が6社に対し、「悪化」は6社となっており、堅調さを維持しておりますが、原材料の仕入れ価格の高止まりや燃料費、光熱水費の急騰を悲観する声もあり、事業経営への圧迫が懸念されております。

次に、高校生の求人状況についてであります。

来春の高校卒業予定者に対するハローワーク本荘での求人の受付状況は、6月末現在で求人数が前年同期比で48人増の507人、求人を提出した事業所は前年同期比で10社減の106事業所となっております。

一方、管内の高校卒業予定者のうち就職希望者は、9月末現在、前年同期比で8人増の231人、就職希望地は県内が前年比で14人増の205人、県外は前年比で6人減の26人となっております。

本市の状況として、来春に卒業予定の本市在住高校生187人の内、就職希望者は県内62人、県外16人の計78人（47.7%）となっております。10月末現在の採用内定者は、全体で58人（74.4%）、県内12社に50人、県外8社に8人で、県内の内、市内への内定者は5社に25人となっております。

ハローワーク本荘管内では、求人数が前年度の459人を超え507人となり、コロナ禍前の求人数をも上回っており、さらに県内就職を希望する高校3年生の割合も、前年同期比で3ポイント増加しております。

しかし、飲食・宿泊業の求人数は長引くコロナ禍の影響から伸びが見られず、求人数の少ない職種を希望する学生にとっては、今後も就職活動への影響が懸念されております。

本市では、今年度から、スマホなどから採用情報を収集することが多い学生や若い求職者のニーズに合った市内の中小企業等の求人活動を支援するため、求人サイト掲載費、就職相談会出展料及び求人情報の充実を図るホームページ作成費などの経費に対し補助を行い、積極的に活用いただいております。

今後、地元の高校生や県外に住む本市出身の大学生による、地元への就職やUターンに繋がることを期待しております。

次に、ワーケーション推進事業についてであります。

ワーケーションを通じて多様な企業や人材を呼び込み、サテライトオフィスの立地など企業誘致に繋げることを目的に、昨年度から実施しておりますワーケーション推進事業ですが、今年度は、これまで法人と個人合わせて85社（者）が、本市を訪れて、ワーケーションを行っております。

今後は、市民を対象にしたセミナーやワークショップの開催、また、首都圏等の企業を招待してのワーケーション実証事業の開催を予定しており、本市がワーケーション先として選ばれるよう、引き続き魅力を発信し、機運を高めてまいります。

なお、本市ワーケーション事業の核となる象潟新産業支援センターの改修工事については、今年度中に完成予定となっております。

次に、にかほ市外国人技能実習生支援事業についてであります。

市内の製造業で就労する外国人技能実習生が、充実した仕事や生活ができるよう、多彩な支援事業を行っております。

昨年度に引き続き、日本語教室を10月から2月まで毎週オンラインで開催し、クラス難度に応じたセミナーを行っております。

また、2月には、秋田県サッカー協会の協力を得ながら、全県の外国人実習生を対象としたフットサル大会を「エスパーク★にかほ」で開催する予定となっております。

外国人技能実習生が本市で安心して実習活動に専念できるよう、今後も側面からサポートしてまいります。

次に、にかほ市運送業等事業継続支援事業についてであります。

原油価格の高騰が経営に及ぼす影響が特に大きい運送業等に対し、燃料購入経費の一部を補助し、事業経営の継続化を支援しております。

本市に本社を置く貨物自動車運送業、一般旅客自動車運送業並びに運転自動車代行業を営む法人と個人を対象とし、10月末までに6社及び1個人に対し、合計810万円を交付しております。

次に、移住・定住の促進に向けた取り組みについてであります。

今年度に入り、移住定住の動きが全国的にも活発化し、多くの移住希望者が希望地を直接訪れたり、首都圏等で開催される移住イベントに参加しております。

9月25日に東京国際フォーラムで開催されました全国規模の移住フェア「ふるさと回帰フェア」に、本市からもブースを出展し、にかほ市ブースには12世帯の方々が訪れ、本市の魅力をPRして

おります。

また、昨年に引き続き、子育て世帯の移住促進として、首都圏等に住むひとり親世帯を対象に、本市の子育て環境等を直接体験できるツアーを企画し、10月22日と23日の日程で2世帯の親子が参加しております。

本市の生活や仕事、住まいなどの状況に触れ、さらには学校や市内企業等を訪れるとともに、余暇に親子で遊べるミュージアムや公園なども体験していただきました。

今後もお試し移住体験ツアーを実施し、子育て支援施策や移住支援制度をPRしながら、移住促進に繋げてまいります。

次に、若者の地元定着の促進についてであります。

10月28日、市内事業所の入社3年以内の若年就業者を対象に、コミュニケーション能力の向上とモチベーションアップを図ることで、早期離職の抑制と職場定着に繋げるための「若者職場定着セミナー」を開催し、市内事業所5社から9人が参加しております。

また、県由利地域振興局との共催により、市内の中学2年生を対象に「中学生と管内企業のふれあいPR事業」を10月13日に仁賀保中学校、24日に象潟中学校で開催しております。金浦中学校は象潟中学校との合同開催となり、各校の体育館を会場に、製造業や建設業、林業などのほか、飲食店や理美容室など、より生活に密着した業種を加えた19事業者がブースを設け、自社製品やサービスを紹介し、企業や業界の魅力などをPRしました。

義務教育の段階で生徒と企業が直接触れ合うことにより、生徒へのキャリア教育としても、地元企業への理解を深めてもらう場としても、貴重な機会となっております。

今後も、若い人たちの地元就職へ向けた意識醸成を図るとともに、若年就業者の職場定着を支援し、若者の地元定住を促進してまいります。

次に、にかほ市商工会の移転協議についてであります。

現在、仁賀保、金浦、象潟の3地区にあります商工会館が著しい老朽化により、事務所機能の維持に支障を来していると商工会から相談を受け、事務所移転について10月から本格的に協議を始めたところであります。

移転にあたり、商工会では三つの事務所を1か所へ統合した上で公共施設への入居を希望しており、商工会の職員18人の事務室や会議室、また、公用車4台分の駐車スペースなどが必要となっております。

今後も商工会会員や関係者の意見を聞きながら、利便性が損なわれないよう話し合いを進めてまいります。

なお、移転候補地について、商工会は金浦地区を希望しているところであります。

次に、若者支援住宅の整備についてであります。

6月定例会において補正いたしましたPFIアドバイザー業務により、今後の事業者公募に向けてより精度の高い「要求水準書」の作成を進めておりますが、PFI法に基づく実施方針の策定及び公表に先立ち、10月に実施方針（案）を公表しております。

これは、応募を検討する事業者から広く意見を募集し、事前対話を通して寄せられた意見等を実

施方針へ反映させるものであり、これまで数社から申し出があり事前対話を実施したところであります。

今後は、様々な意見を踏まえ、実施方針へ反映させながら作成を進めており、1月以降の公募開始に向けて業務を進めてまいります。

また、整備運営事業本体の債務負担行為の設定を今定例会に提案しております。

次に、ふるさと納税についてであります。

令和4年度のふるさと納税は、10月末時点で件数が1万4,575件、寄付額は前年度比9%減の2億6,727万9,327円となっております。減少傾向にはありますが、例年、年末に寄付者が増加傾向にありますので、既存商品のブラッシュアップや時節のニーズを捉えた新規返礼品の開発に取り組み、さらなる寄付の増加に向けた取り組みを進めてまいります。

また、今年度より国の認定を受けた地方創生プロジェクトに対しての企業からの寄付、いわゆる「企業版ふるさと納税」の応募を開始したところでありますが、これまでに二つの企業より寄付がありました。

今後もトップセールスを含め、本市の事業をPRしながら寄付の増加に取り組んでまいります。

次に、子ども家庭総合支援拠点及び児童家庭支援センターの開設についてであります。

10月1日より子育て支援課内に、家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図ることを目的に「子ども家庭総合支援拠点」を設置しており、あわせて県が運営する「児童家庭支援センター」もスマイル内に開設されております。

開設初日には県主催の「オープニングセレモニー」が開催され、記念イベントでは約200人が訪れ、認定こども園仁賀保の園児によるマーチングバンドや、ジャングルキッズによるダンスが披露され、大変好評を得ました。

今後も市民が相談しやすい環境を整えるとともに、「子ども家庭総合支援拠点」と「児童家庭支援センター」が連携して、多様な問題に早期に対応し、必要な支援・指導を行ってまいります。

次に、子育て世帯等臨時特別支援事業についてであります。

新型コロナウイルス感染症の長期化やエネルギー・食料品等物価高騰の影響を踏まえ、子育て世帯の生活の支援を行う観点から、市内に住む18歳以下の子どもがいる保護者等を対象に、子ども一人当たり3万円を支給する「子育て世帯等臨時特別支援事業」を実施いたします。

対象者は、10月1日時点で市内に住所があり、平成16年4月2日以降に生まれた子どもがいる方となり、約1,700世帯、2,813人を見込んでおり、支給に係る補正予算案を今定例会に提出しております。

次に、市内の交通安全活動についてであります。

令和4年10月24日をもって交通死亡事故が1,000日にわたり発生していないことから、11月7日に県から表彰を受けております。これは、由利本荘警察署、にかほ市交通安全協会、各自治会、PTAをはじめとして全市を挙げて様々な交通安全活動を推進してきた成果であります。今後も、なお一層の交通安全施策を積極的に推進してまいります。

次に、マイナンバーカードの交付促進への取り組みについてであります。

10月末時点の本市のマイナンバーカード交付率は43.9%となっており、平日夜間、休日の交付のほか、広報等での周知により、前月より3.7%増加しております。

今後一層の交付率アップを目指すため、個人番号カード申請サポートオンライン窓口3か所を12月1日から開設いたします。市内各マックスバリュにおいて期間を定めて特設ブースを設置するほか、市役所各庁舎にも設置する計画としております。今後の利用状況の変化や要望等によっては、他の公共施設等への設置も検討してまいります。

次に、老人憩の家「はんの木」についてであります。

老人憩の家「はんの木」は、築42年が経過し、施設やボイラー設備が老朽化し、特に浴室については徹底した衛生管理が困難となっており、安全面を考慮し利用を中止しております。

施設利用状況ですが、現在では、選挙や検診以外での利用はほとんどなく、また、地域においても利用の需要がないことから、老人憩の家としての役割を廃止することとし、それに伴う条例改正に係る議案を今定例会に提出しております。

次に、農業の状況についてであります。

今年の稲作の状況は、田植え後の低温や出穂後の長雨などにより、例年より2週間ほど遅い10月初めに稲刈りのピークを迎えております。

秋田県中央の作況指数は94の「不良」で、JAによると反収（10aあたりの収量）は、平年より60から90kgほど減っており、10月末現在でのJA集荷数量が昨年同期比で約900トン少ない約5,340トンとなっておりますが、一等米比率については、昨年より4.7ポイント高い94.8%となっております。

野菜については、アスパラガスが好調で、昨年同期比で販売数量、金額とも2倍近い伸びを見せておりますが、一方で、ネギは長雨による品質低下が見られております。

花き、いちじくについては、平年並みの状況となっております。

次に、冬季の道路除雪についてであります。

12月1日から冬期間の道路除雪体制に向けて、11月18日に委託業者等との「除雪会議」を開催し、安全かつ効率的な除雪作業が実施できるように打ち合わせを行っております。

直営作業班をはじめ市内業者13社を含む個人・団体への委託体制で、降雪時の円滑な歩行と車輛通行の確保に努めてまいります。

次に、アウトドアアクティビティ拠点施設整備についてであります。

道の駅「象潟ねむの丘」での拠点施設整備の進捗状況ですが、9月補正予算にて拠点施設の建設工事費等の予算計上を行い、現在工事発注に向けた準備を進めております。

本建設工事の財源の2分の1を賄う地方創生拠点整備交付金については、4月1日に交付決定を受けておりますが、申請時点と予算計上時の設計内容について、屋根の仕様や支持杭の長さ等に変更が生じており、事業額に変更はないものの、国に対して変更手続きが必要となっております。

国からの変更交付決定が今年12月下旬と予定されていることから、全体スケジュールを約1か月半後ろ倒しし、交付金の変更決定通知を受領した後に工事請負の本契約に必要な議会の承認手続きを経て、工事着手を進めてまいりたいと考えております。

建設工事の完了は、来年の12月末と見込んでおります。

次に、スケートボードパークの整備についてであります。

竹嶋潟エリアで進めておりますスケートボードパーク整備事業の進捗状況についてですが、業務発注した7月以降、スケートボード施設に精通した専門家を現地に招き、愛好者の皆様の要望や専門家の知見を取り入れ工事を進めております。現在、ボウルやバンクと呼ばれる主要なセクションについて、構造等が目視で確認できるところまで工事が進んでおります。

年内におおよその工事は完了する見込みとなっており、オープンには計画どおり来年春を予定しております。

次に、象潟B&G海洋センター大規模改修工事についてであります。

8月12日から大規模改修工事のため、象潟B&G海洋センターを休館しておりましたが、12月17日にリニューアルオープン式典とイベントを開催いたします。

バルセロナオリンピック金メダリストの岩崎恭子さんを招き、岩崎さんによる泳ぎ初めやレッスンなども行われますので、多くの市民が来場することを期待しております。

なお、一般開放は翌日の18日からとなりますので、今後とも健康増進に向けて、市民の皆様から利用される施設として運営に努めてまいります。

次に、ブラウブリッツ応援・健幸バスツアーについてであります。

9月25日に秋田市のソユースタジアムで行われたJリーグ公式戦にあわせ、2度目となる「ブラウブリッツ秋田応援・健幸バスツアー」を行い、多くの方に参加いただきました。

試合前には、ブラウブリッツ秋田専属トレーナーによる健康体操やにかほ市のダンスチームによるチアダンス応援などを行い、大変好評を得ました。

参加者からは「イベントに参加してよかった」「今後も参加したい」という声が多くあり、今後も健幸プロジェクトへの参加者の広がりや、健康の増進などの効果を期待しております。

次に、スポレク祭についてであります。

10月10日のスポーツの日に、「にかほ市スポレク祭」を各スポーツ団体の協力をいただきながら開催しております。

TDK屋内練習場体育館では、東京2020オリンピック種目となったスリー・エックス・スリーバスケットボールの体験会を行い、また、「エスパーク★にかほ」では、健幸プロジェクト事業として、連携する医療系IT企業のセルスペクト株式会社による血液チェックや、株式会社アルファシステムによる姿勢チェックなども行い、多くの市民が集い、各種スポーツを体験し楽しんでおりました。

今後も、各種スポーツ団体と連携し、スポーツを通して多くの市民が集い、そして交流できる場を提供してまいります。

次に、秋田25市町村対抗駅伝ふるさとあきたランについてであります。

10月15日と16日に、仙北市を会場に、秋田25市町村対抗駅伝ふるさとあきたラン！第9回仙北大会が開催されました。

本市からは、学校や競技団体等から推薦のあった総勢15人で編成されたチームが出場し、一丸となって練習を重ねた結果、総合9位、市の部8位と、過去最高の成績を収めております。

次に、市内プール施設についてであります。

コミュニティプールとして活用している各旧小学校プールですが、現在、旧上郷小学校利活用事業により改修が進められている旧上郷小学校プールについては、プール用途の廃止に向け、地域関係者と協議してまいりたいと考えております。

また、その他の旧小学校プールにつきましても、今後の活用について地域関係者と協議してまいりたいと考えております。

次に、本荘由利広域市町村圏組合の解散に向けた協議についてであります。

広域市町村圏組合の今後については、今年中に由利本荘市と「組合解散に向けた協議に関する覚書」を締結することや、組合の解散時期については令和8年度末をめどとすることなどの方向性を、両市で申し合わせたところであります。

覚書の内容としては、組合の共同処理事務や財産の取り扱いに関する「移行計画」を策定することや、協議にあたって両市が互いの実情を十分に踏まえ、組合の実務担当者と連携しながら、事業の存廃も含めて検討していくことなどを想定しております。

なお、12月22日に両市議会議長が立会いの下、両市長による覚書の締結を行う方向で現在調整しております。

また、両市の実務者レベルでも、組合の九つの共同処理業務について、それぞれ話し合いを開始しており、今後協議が本格化してまいります。

次に、令和5年度の予算編成方針についてであります。

我が国の経済は、ウイズコロナの新たな段階へ進む中、緩やかな回復基調が続いております。一方で、物価上昇や金融資本市場の変動等の影響が大きく、様々な局面において必要な財政支出を躊躇なく行い、経済をしっかりと立て直すことが急務であります。

国は、地方財政について、デジタル変革への対応やグリーン化推進のために、令和4年度地方財政計画と同水準を確保するとしておりますが、新型コロナウイルス感染症の収束後、早期に地方財政の歳出構造を平時に戻すとされており、国の動向に注視していく必要があります。

秋田県においては、原油価格・物価高騰の影響の長期化により、追加の対策が必要と考えており、財政の見通しは引き続き厳しい状況にあります。そうした中でも、「豊富な再生可能エネルギー源」や「高い食料供給力」といった秋田県の優位性をさらに伸ばし、多くの人を惹きつける秋田を実現するため、「新秋田元気創造プラン」に基づく施策・事業について重点的に推進していくとしております。

本市の財政状況は、一般会計の令和3年度決算が、実質収支が約4億2,333万円の黒字、実質単年度収支も約5億665万円の黒字となりました。

歳入の一般財源は、市税の調定額がコロナ禍の影響が続いていることもあり、個人住民税は前年度比で3.48%減、法人市民税も2.55%減となりましたが、純固定資産税は風力発電設備の新設等により1.86%の増となりました。地方交付税については、地方負担措置のための再算定や追加交付が行われたことにより4.72%の増となっております。また、「ふるさと納税」の寄付額は、総じて順調に推移しております。

一方で、歳出は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る人件費や物件費が増加したほか、子育て世帯等臨時特別給付事業等により扶助費が増大しております。なお、経常収支比率は88.9%で、前年度比で0.8ポイント改善しております。

今後の財政見通しは、歳入では、地方交付税において臨時財政対策債の発行がさらに抑制されるとの試算が示されており、実質的な交付税の増加は見込めず、また、市税等においても人口減少による減収が見込まれます。

一方で、歳出は、少子高齢化による社会保障費や、公共施設等の老朽化に係る維持管理費等は増大し、また、国主導事業であるデジタル化や脱炭素化の取り組みなど、新たな行政需要への対応が必要となります。

これらを踏まえ、令和5年度の市の予算編成は、「第2次にかほ市総合発展計画（後期基本計画）」に掲げるまちづくりの基本方針に基づく諸施策や、「にかほ市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の主要施策、そして、市長公約の7分野25項目の事業について、積極的かつ着実に、そしてスピード感を持って取り組むために、多角的な視点から検討を行い、限られた財源を地域の未来に生かすための予算を編成してまいります。

●議長（宮崎信一君） 次に、教育行政報告を行います。教育次長。

●教育次長（畠山真姫子君） おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは、最近の教育行政について報告いたします。

初めに、最近の学校の様子についてであります。

市内の小・中学校では、この2学期も、引き続き感染予防対策に取り組みながら教育活動の充実に努めてまいりました。9月下旬から実施された教育委員学校訪問では、1人1台端末を活用した効果的な学習が多く見られ、意欲的に学ぶ児童・生徒の姿が印象的でした。修学旅行や学校祭などの学校行事も、児童・生徒の主体性を生かしながら取り組み、成就感を味わうことができました。

また、昨年度に引き続き、秋田大学と連携し、中学校3年生を対象にした「学習講演会」を実施いたしました。各中学校出身の秋田大学生が、夢や目標を実現させるためにどんな努力をしたのかを語り、受験を控えた3年生のよい刺激となりました。

さらに今年度は、秋田県が進めてきた「地域連携安全・安心推進事業」に、モデル校として象潟小学校と象潟中学校が取り組んでいます。

様々なケースを想定した避難訓練、防災や安全に関する研修、外部講師を招いた講演会などを開催しております。また、両校は学校祭や学習発表会に学校運営協議会等の住民の方を招き、学習成果を発表し、地域の皆様とともに防災の意識をさらに高めていこうと努めているところです。

次に、児童・生徒による各種大会等の結果についてであります。

9月に開催された本荘由利中学校秋季大会において、仁賀保中学校野球部と金浦中学校男子柔道55キロ級伊原史竜さん、同じく81キロ級中田颯信さんが優勝しております。

また、税務署が主催する中学生の「税についての作文」では、金浦中学校3年生佐藤元紀さんが『支え合う社会』という題で、東北地区納税貯蓄組合連合会会長賞を受賞しております。

次に、学校環境適正化検討委員会の開催についてであります。

10月20日に第1回学校環境適正化検討委員会を開催し、委員30人に対し委嘱状を交付しました。会議では市内小・中学校の現状について説明した後、専修大学経営学部特任教授見山謙一郎先生より「想像から創造へ」と題し講話していただき、今後の話し合いを進める上での考え方やヒントをいただきました。

第2回目の開催は、12月を予定しており、本格的に学校適正化の検討を行ってまいります。

次に、市民文化祭についてであります。

音楽、芸能などの発表部門を10月22日と23日に仁賀保勤労青少年ホームで開催し、2日間の観覧者数は延べ360人となりました。また、昨年度に引き続きユーチューブによるライブ配信も行っております。

展示部門は10月28日から30日まで、3公民館で開催し、各種文化芸術団体や市内の保育園、小・中学校、仁賀保高校の作品展などを行いました。3日間の来館者数は延べ3,194人となっております。

また、今年度は、新たな企画として参加型交流イベント「仁賀保高校eスポーツ部見学会」と「わかばにかほ見学会」を行い、参加者から大変好評を得ました。

次に、二十歳を祝う会についてであります。

成人年齢の引き下げに伴い、これまでの「成人式」の名称を「にかほ市二十歳（はたち）を祝う会」に変更して開催いたします。

対象者は今年度21歳を迎える方で、令和5年1月8日に、ホテルエクセルキクスイを会場に実施することとしております。

次に、仁賀保勤労青少年ホーム館内エレベーター改修工事についてであります。

設備の老朽化に伴い、12月5日から来年2月28日まで、仁賀保勤労青少年ホーム館内のエレベーターの改修工事を予定しております。

工事期間中は通常どおり開館しますが、工事内容により休館する場合は広報、ホームページ、館内掲示等で早めに周知してまいります。

次に、池田修三木版画展 まちびと美術館「ねがい」についてであります。

10月28日から11月10日までの14日間、象潟公会堂を主会場として公共施設や店舗などに池田修三作品を展示し、まちを巡りながら作品を鑑賞するまちびと美術館を3年ぶりに開催し、公会堂には延べ677人が訪れております。

また、まちびと美術館の開催時期に合わせて、オリジナルフレーム切手「にかほ市の宝もの 池田修三木版画第4集 ふるさと秋田」の発売を開始しております。

次に、にかほ市発明工夫・未来の科学の夢絵画展についてであります。

児童の創意工夫や科学に対する関心を高めることを目的に、令和4年度にかほ市発明工夫・未来の科学の夢絵画展を開催しました。

出展数は、発明工夫展が74点、夢絵画展が402点となりました。その中から特に優れた作品として、発明工夫の12点を秋田県発明展に、夢絵画の30点を全国未来の科学の夢絵画展に出品いたしました。そのうち、第71回秋田県発明展児童生徒の部において、平沢小学校4年生松野結華さんの鉛筆とビーズを使った作品「点字キット」が秋田魁新報社賞を受賞しました。また、金浦小学校4年生佐藤心

十葉さんの牛乳パックを使った作品「牛乳パックアコーディオン」が齋藤憲三・山崎貞一奨励賞を受賞しました。それぞれ第81回全日本学生児童発明くふう展に出品されます。

そのほか、平沢小学校3年生佐藤旬之丞さん、平沢小学校6年生大井栞織さん、平沢小学校6年生生田章歩さんが秋田県発明協会優秀賞、また、院内小学校2年生佐藤善さんが秋田県発明協会奨励賞を受賞しております。

なお、第71回秋田県発明展並びに第81回全国未来の科学の夢絵画展に出品された授賞作品の複製が、12月28日(水)までフェライト子ども科学館で展示されます。

次に、白瀬南極探検隊記念館の企画展についてであります。

11月8日から来年3月12日まで、大隈重信没後100年企画展「大隈重信と南極探検後援会」を開催しております。白瀬轟の発案した日本人初の南極探検の難しい局面をまとめ上げた大隈重信と南極探検後援会の幹部の方々をご紹介します展示となっております。

次に、「海上自衛隊舞鶴音楽隊演奏会」についてであります。

今年度は白瀬隊の南極探検から110年目となります。これを記念して11月12日土曜日に海上自衛隊舞鶴音楽隊を招き、仁賀保勤労青少年ホームにおいて演奏会を開催しました。

会場の都合により、アンサンブル形式での演奏会となりましたが、1955年に発足した伝統ある舞鶴音楽隊の素晴らしい演奏が披露され、237人が来場しました。

次に、「白瀬南極探検隊親族等交流会」についてであります。

11月26日土曜日、千葉県船橋市「SHIRASE5002」を会場に白瀬南極探検隊親族等交流会を実施いたします。

2年間にわたり行ってきた探検隊員や後援会幹部などの親族調査の成果を活用し、白瀬轟らの探検の時代から3世代、4世代目になろうとしている親族の方々が一堂に会する機会を設け、お互いに交流することで白瀬隊の記憶と記録を引き継ぐことを目的に行うものです。

次に、「白瀬中尉をしのぶ集い」についてであります。

白瀬南極探検隊が大和雪原に到達した日を記念する「白瀬中尉をしのぶ集い」を令和5年1月28日に開催いたします。

今年度は、小・中学校の児童・生徒及び一般の方からも参加していただく予定です。

●議長（宮崎信一君） 日程第4、報告第8号専決処分の報告について（専決第12号）及び日程第5、報告第9号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についての報告2件並びに日程第6、議案第83号教育委員会委員の任命についてから日程第29、議案第106号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）についてまでの議案24件、計26件を一括して議題といたします。

朗読は省略いたしまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、本定例会に提出させていただいております報告並びに議案についての要旨をご説明させていただきます。

初めに、報告第8号専決処分の報告について（専決第12号）についてであります。

これは市がガス井戸施設等を設置していた個人有地の地権者が施設等の撤去と土地の明け渡しを

市に求める訴訟を提起した件について、裁判所の提案に基づき和解することについて、令和4年11月8日付で専決処分したもので、地方自治法の規定に基づき報告するものであります。

次に、報告第9号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についてであります。

これは第30期決算と第31期事業計画及び予算について、地方自治法の規定に基づき報告をするものであります。

次に、議案第83号です。教育委員会委員の任命についてです。

佐々木郁子委員が11月30日をもって任期満了となるため、佐藤緑氏を適任者と認め、任命について議会の同意を得ようとするものであります。

資料として履歴を添付させていただいております。

次に、議案第84号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは市議会の議員の期末手当を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第85号にかほ市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは一般職の職員の給料改定に伴い、特別職の職員で常勤のもの期末手当を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第86号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは、秋田県人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、一般職の職員の給料と勤勉手当を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第87号にかほ市印鑑条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは、個人番号カードを使用し、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を可能にすること及び性の多様化へ配慮し、印鑑登録原票の登録事項から男女の別を削除するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第88号にかほ市議会議員及びにかほ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第89号にかほ市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてであります。

これは、地方公務員法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第90号にかほ市職員の降給の事由に関する条例制定についてであります。

これは、地方公務員法の改正により、定年引き上げに伴う給料に関する措置について、降給の事由とする必要があるため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第91号にかほ市職員の高齢者部分休業に関する条例制定についてであります。

これは、地方公務員法の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関する規定を整備するため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第92号にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは、個人番号カードを使用してコンビニエンスストア等に設置された多機能端末機から交付する証明書の形態にあわせて交付手数料を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第93号にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは、釜ヶ台地区老人憩の家「はんの木」を用途廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第94号にかほ市風力発電事業と生活環境等との調和に関する条例制定についてであります。

これは、風力発電事業者に対して、風力発電施設の適正な立地、維持管理及び除却を促し、良好な生活環境、自然環境及び景観の保全を図ることを目的として条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第95号金浦駅こ線人道橋補修・補強工事の施行に関する協定の一部を変更する協定の締結についてであります。

これは、工事費の減額により協定の一部を変更する協定を締結するため、にかほ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第96号秋田県及びにかほ市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結に関する協議についてであります。

これは、秋田県と連携して生活排水処理事業の事務を処理するにあたり、基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結するための協議について、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第97号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,061万2,000円を追加し、総額をそれぞれ179億4,965万2,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出各款の人件費について、条例改正に伴う補正や実績見込みによる調整を行うほか、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー価格や物価の高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、民生費に臨時給付金を準備するための予算を計上するものであります。

次の議案第98号から議案第100号までは、各会計の補正予算案であります。それぞれの人件費について条例改正に伴う補正や実績見込みによる調整を行うものであるということを冒頭で述べさせていただきます。

その上で議案第98号であります。令和4年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

これは既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ34万5,000円を追加し、総額をそれぞれ13億3,529万円とするものであります。

続く議案第99号令和4年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についても、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ62万7,000円を減額し、総額をそれぞれ4億8,240万4,000円とするものであります。

議案第100号令和4年度にかほ市水道事業特別会計補正予算（第2号）についても、収益的支出の予定額に50万2,000円を追加し、その総額を6億233万7,000円とし、資本的支出の予定額に30万円を追加し、その総額を2億7,275万5,000円とするものであります。

次に、議案第101号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億3,887万円を追加し、総額をそれぞれ182億8,852万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、市税の市民税と固定資産税に合わせて4,000万円を追加し、国庫支出金では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など合わせて5,036万1,000円を計上するほか、県支出金には民生費負担金や農林水産業費補助金など合わせて7,675万2,000円を計上しております。

歳出の主なものは、総務費に光ファイバー移設工事費など5,078万8,000円を計上し、民生費には障害福祉サービス費など6,947万9,000円を計上するほか、衛生費には環境プラザ運営費など3,256万9,000円を計上しております。

農林水産業費には、原油価格・物価高騰対策として農業者を支援する事業費など9,480万1,000円を計上し、商工費には、企業立地促進事業費など2,496万3,000円を計上しております。

土木費には、市営住宅管理費など2,316万6,000円を計上し、教育費には、施設管理費など3,600万4,000円を計上しております。

なお、エネルギー価格高騰に伴う庁舎や施設の光熱水費及び燃料費の増額につきましては、一般会計全体で9,213万円を計上しているところであります。

次に、議案第102号令和4年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）についてであります。

これは既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,409万円を追加し、総額をそれぞれ29億3,725万3,000円とするものであります。

主な補正内容は、国民健康保険税の課税額確定により、歳入の既定予算額から差額を減額するほか、一般被保険者療養給付費等の増加見込みにより、歳入歳出を補正するものであります。

次に、議案第103号令和4年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,566万6,000円を追加し、総額をそれぞれ13億5,095万6,000円とするものであります。

主な補正内容は、各施設の光熱水費の増加や消費税申告額の確定などに伴い、関係予算を計上するものであります。

次に、議案第104号令和4年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてで

あります。

既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,230万円を追加し、総額をそれぞれ4億9,470万4,000円とするものであります。

主な補正内容は、各施設の光熱水費や汚泥処理手数料の増加に伴い、関係予算を計上するものであります。

次に、議案第105号令和4年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的支出の予定額に2,241万円を追加し、その総額を6億2,474万7,000円とするものであります。

主な補正内容は、水道事業費用の各項目において電気料金の高騰などにより、動力費などを増額するものであります。

最後に、本日追加提案いたしました議案であります。

議案第106号であります。令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）についてであります。

既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,470万5,000円を追加し、総額をそれぞれ183億322万7,000円とするものであります。

この補正の内容は、歳出の民生費に秋田県が実施を予定しているコロナ下における原油価格・物価高騰対策事業を活用し、市内の介護保健施設、障害者支援施設、保育所などの運営を支援するための事業費を計上するもので、財源については歳入に民生費県補助金と国の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を計上するものであります。

以上、議案の要旨について説明をさせていただきました。補足説明については担当の部課長が行いますので、よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

●議長（宮崎信一君） 所用のため、11時15分まで休憩といたします。

午前11時07分 休 憩

午前11時15分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、担当部課長から主な項目について補足説明を行います。

初めに、報告第8号について、上下水道課長。

●上下水道課長（齋藤和俊君） 報告第8号につきまして補足説明いたします。

議案綴りの2ページをお願いいたします。

この度の専決処分につきましては、令和3年9月24日、ガス井戸及びそれに付帯する施設を撤去して明け渡しという訴訟が秋田地方裁判所本荘支部に提起されたもので、その後、審理が行われてきました。この度、同裁判所より和解勧告がなされ、原告が応じることを確認しましたので、和解により本件の解決を図るものです。

和解の相手方、内容等につきましては、専決処分書に記載のとおりであります。

補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、報告第9号について、商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） それでは、報告第9号につきまして補足説明いたします。

配付しております資料、にかほ市観光開発株式会社経営状況報告書の綴りに基づきまして、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの第30期決算報告と第31期事業計画についてご説明いたします。

決算資料は、はまなす事業部、ねむの丘事業部、そして二つの事業部を合算したにかほ市観光開発株式会社の決算を表記しております。

初めに、表紙をめくっていただいて右側の横版になっている1ページ目をお開き願います。文字が小さいので拡大してご覧願います。

貸借対照表です。表の左側、資産の部では、一番上の科目、流動資産のはまなす、ねむの丘、合わせた合計が1億1,821万6,351円で、これに資産の部の欄の中段、固定資産の合計2,014万167円を加えた最下段の資産合計は、両事業部合わせまして1億3,835万6,518円でございます。

また、表の右側、負債の部では、科目、流動負債のはまなす、ねむの丘、合わせた合計が5,459万6,749円で、科目の固定負債の合計が5,473万4,796円です。固定負債の中の長期借入金4,000万円は、コロナ禍において前期29期にねむの丘事業部が秋田県経営安定化資金を借り入れたものです。3年据え置きで、以降7年間で返済する制度資金です。据え置き期間3年間は無利子の制度です。こちらを合わせた表の中段、負債合計が1億933万1,545円でございます。

純資産の部では、資本金2,000万円と利益剰余金902万4,973円を合算した純資産合計が2,902万4,973円でございます。前年比69%となっております。これはコロナ禍の影響が長期にわたっていることにより、前期に引き続き運転資金を預金の取り崩しにより賄ったことによるものでございます。

次に、2ページをお開きください。

損益計算書です。

市の会計に倣い、歳入と歳出という見方でご説明いたしますと、表の左側、科目欄の売上高は、飲食収入、売店収入、宿泊入浴料などで、両事業部の合計が5億7,685万2,760円、それと表のちょうど中ほどの営業外収益はコロナ禍による雇用調整助成金や市による飲食施設経営維持支援金などが含まれておりますが、796万2,985円でございます。これらの合計5億8,481万5,745円がいわゆる歳入となり、前期比で25.3%の増加となっております。

次に、歳出となりますが、同じく科目欄の売上原価、販売費及び一般管理費、営業外費用、特別損失、法人税及び住民税額の合計が歳出に当たります。

売上原価は、食材や商品の仕入れなどで2億8,774万4,575円、販売費及び一般管理費は、3ページに詳しい内容を載せておりますので説明は割愛いたしますが3億944万7,418円、営業外費用が46万6,994円、特別損失は固定資産廃棄損として2円を計上しております。法人税及び住民税額が20万4,000円、この五つの項目を合計した5億9,786万2,989円が歳出となり、第30期での歳入歳出につきましては、2ページの最下段、当期純損益として差し引きマイナス1,304万7,244円を計上しております。

前期29期は首都圏を初めとした緊急事態宣言の長期発出などで人流が大きく抑制されたことから、

マイナス約5,800万円を計上いたしました。しかしながら、当期は宴会需要などがまだ戻っておらず、コロナ禍による赤字からの脱却には至っておりませんが、徐々に経済活動が回り始めてきたことや、これまで専門業者に委託していた幾つかの業務を従業員らが内製化するなど、努力を重ね経営改善をいたしており、大幅な増収増益へと改善いたしております。

4ページをお開きください。

株主資本等変動計算書は、貸借対照表の純資産の部における変動枠を示している書類でございます。ご覧のとおり中段より少し下の株主資本合計につきましては、当期首残高4,207万2,217円から当期末残高は残り2,902万4,973円ほどまで減少したことが分かります。

5ページの個別注記表は、会社法にのっとり計算書類として認定されている書類で、先ほどご説明いたしました貸借対照表や損益計算書等の財務諸表についての会計処理や補足的情報を表示する注記をまとめたものでございます。

続いて、6ページ・7ページをお開きください。

第31期のはまなす事業部の事業計画です。

事業期間は令和4年10月1日から令和5年9月30日までです。

初めに6ページをご覧ください。

ポストコロナによるお客様、従業員の感染防止対策を万全にし、地域活性化施設として健康増進、福祉の向上を図りながら5項目の重点取り組み事項を掲げ、黒字化に向けた施設の管理運営をいたしていくこととしております。

7ページをご覧ください。

収入の部では、営業内収入で1億7,100万円を見込んでおります。支出の部では、1億7,067万円を計上しております。経常利益は、営業内収入、営業外収入と支出費用の差し引き73万円を見込むものでございます。それぞれの項目の備考欄に内容を付記しておりますのでご確認願います。

次に、8ページをお開き願います。

ねむの丘事業部です。

ねむの丘事業部についても、ポストコロナによるお客様、従業員の感染防止対策を徹底し、以下の7項目の重点事項を掲げ、黒字化に向けた施設の管理運営をいたしていくこととしております。

収入の部では、レストランや売店等は一定の回復を見込んで4億7,100万円を見込んでおります。支出の部では、経費の抑制等を行い、合計4億7,149万7,000円で、営業内収入、営業外収益と支出費用の差し引き30万3,000円の経常利益を見込むものであります。

最後に、本報告書は、別綴りとなっておりますが、観光開発株式会社経営状況報告書追加資料というタイトルの資料をお開き願います。

評価指標であります。これは市で作成いたしました第三セクターへの指導等に関する指針により、経営の効率化や健全化等を分かり易く確認するためのものであり、前3期分の評価基準に対する実績を確認することができるものであります。

大きく四つの視点からなり、会社経営の安定性、収益性、生産性、自立性、これらを表の縦の中ほどの評価基準と比較して経営状況を把握するものであります。

自立性欄につきましては、市職員の出向等はございませんので空欄となっております。

第30期に評価基準を下回っている項目としては、安全性欄では、ナンバー1、自己資本比率、4、負債比率の二つです。収益性欄では、9番目の経常利益、10番の当期利益、11番、総資本経常利益率、15番、売上原価率の4項目、生産性では、21、職員一人当たりの管理費の1項目。全28項目中7項目が評価基準を下回っており、前期より1項目改善いたしております。

市といたしましても、指針を基に安定した経営に一日も早く戻るよう関わってまいります。

以上で報告第9号についての補足説明を終わります。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第83号について、教育次長。

●教育次長（畠山真姫子君） 議案第83号につきましては、お配りした履歴資料のとおりですので、補足説明はございません。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第84号から第86号までの3件について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） 議案第84号から議案第86号までの3件の議案につきましては、関連がございますので一括して補足説明をいたします。

秋田県人事委員会では、県内における月例給の公民格差626円、率にして0.17%を解消するため、若年層に重点を置いた月例給の水準の引き上げを勧告しております。また、期末勤勉手当につきましては、県内の民間の年間支給割合であります4.29月に見合うよう、職員の年間支給月数を0.1月引き上げて4.3月とするように勧告をしております。県ではこの勧告を受けまして、今年28日に開会いたします県議会にこの関係条例の改正議案を提出することとしております。

本市といたしましても、秋田県人事委員会の勧告が地域の民間給与水準を正確に反映したものと捉え、これまでと同様、その勧告内容に準拠し、一般職の職員の給与等を改定しようとするものでございます。

あわせて、市議会の議員及び常勤の特別職の期末手当につきましても、これまでの対応と同様に改定しようとするものでございます。

次に、条例の内容につきましてご説明いたします。

議案綴りの6ページから9ページにかけましての議案第84号及び議案第85号につきましては、それぞれ市議会の議員、市長、副市長、教育長に支給する期末手当につきまして改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、それぞれの条例における期末手当の支給月数を現行の100分の155から100分の157.5に0.025月ずつ均等に引き上げることにより、6月と12月を合わせた年間の支給月数を0.05月引き上げるものでございます。

また、それぞれの附則の改正につきましては、令和4年12月に支給する期末手当に限った特例措置といたしまして、支給率を100分の160とするものでございます。これにより、今年度の期末手当の年間支給月数は、現行の3.1月から0.05月引き上げた3.15月となるものでございます。

続きまして、議案綴りの10ページからの議案第86号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、主な改正内容をご説明いたします。

議案綴りは11ページからとなります。

第1条につきましては、11ページから14ページ上段までが別表第1で一般行政職の1及び消防職の給料表、14ページの下段から21ページ上段までが別表第2及び別表第3で医療職の給料表、21ページ下段から25ページ上段までが別表第4で一般行政職2の、それぞれ改正後の給料表となっております。先ほど申し上げましたとおり、月例給において県の公民格差に準じて市職員の格差を解消するため、若年層に重点を置いて水準を引き上げようとするものでございます。

次に、議案綴り25ページでございます。

この第2条であります。条例第26条第2項第1号の改正につきましては、一般職の勤勉手当の支給月数を6月、12月、ともに現行の100分の92.5を100分の97.5に改めるもので、6月と12月を均等に0.05月ずつ引き上げることで年間の支給月数を0.1月分引き上げるものでございます。

その下の同項第2号の改正につきましては、再任用専門員の勤勉手当の支給月数につきまして、6月、12月、ともに現行100分の45を100分の47.5に改めるもので、6月と12月の支給月数を均等に0.025月引き上げることにより、年間の支給月数を0.05月引き上げるものでございます。

また、附則第1項により、この条例は公布の日から施行するものでございますが、附則第2項によりまして、改正後の月例給の給料表は令和4年4月1日に遡及して適応しようとするものでございます。

また、附則第3項は、令和4年12月に支給する勤勉手当の特例措置について定め、附則第4項については、給料の内払について規定するものでございます。

次に、別紙の提出議案説明資料で説明したいと思います。

19ページをご覧ください。

資料の上段、1、議員報酬の条例改正に伴う期末手当比較表は、議案第84号の関係となります。

支給月数は令和4年度の現行はA欄合計のとおり3.1月となっておりますが、改正後はC欄のとおり6月、12月とも1.575月で合計3.15月となります。なお、今年12月に支給される期末手当については、B欄のとおり0.05月が加算された1.6月とする特例措置により、令和4年度においても合計3.15月の支給となります。

実際の支給額につきましては、表の下段、支給金額をご参照ください。

次に、中段の2、特別職の給与条例改正に伴う期末手当比較表は、議案第85号の関係となります。

市長、副市長、教育長の期末手当を改正するもので、議員の期末手当と金額は違いますが支給月数につきましては同様の改正になりますので、説明は割愛させていただきます。

次に、下段の3、一般職の給与条例改正に伴う給料月額、期末・勤勉手当比較表は、議案第86号の関係でございます。

上段の表は、今年4月1日に遡及して適用する給料表の改定額を記載したもので、一般行政職1では平均改定率0.25%増、職員265人の1人当たりの改定額が月額728円の増額となります。

その下の表は、期末・勤勉手当支給率の状況であります。B欄のとおり12月の勤勉手当を0.1月引き上げ1.025月とするものでございます。

また、その下の表は、期末・勤勉手当の支給額になりますが、勤勉手当の支給月数の引き上げと給料改正を含め、職員300人の1人当たり平均3万3,986円の増額となるものでございます。

20ページの4、行政職モデル給与例につきましては、給与の改定状況を職員ごとに表わしたものでございます。

議案第84号から86号につきましてはの補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第87号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） 議案第87号につきましては、先ほど市長が説明したとおりでありますので、補足説明は特にございません。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第88号について、選挙管理委員会事務局長。

●選挙管理委員会・監査委員事務局長（佐藤直子君） それでは、議案第88号につきまして補足説明いたします。

本市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担については、国の選挙における選挙運動の公費負担の額に準じて同額とすることで、単価根拠の明確化を図り、かつ選挙運動に係る費用の高額化を回避するとともに、経済力の劣る候補者も最低限の平等な選挙運動の機会を保障してきたところであります。

国の公営単価を規定する公職選挙法施行令は3年に一度行われる参議院議員通常選挙の年にその基準額の見直しをしてきたところですが、限度額の引き上げを行う改正が本年4月に施行されました。この改正に準じて本市の議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額を改めるものです。

では、29ページをお願いします。

改正の内容ですが、第4条関係については選挙運動用自動車を借り入れた契約の場合の1日当たりの限度額を1万5,800円から1万6,100円に、選挙運動用自動車に供給した燃料代の1日当たりの限度額を7,560円から7,700円に改めるものです。

また、第8条関係では、選挙運動用ポスター1枚当たりの作製単価を525円6銭から541円31銭に、また、基本額を31万500円から31万6,250円に改めるものです。

説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第89号から第91号までの3件について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） それでは、初めに議案第89号でございます。

これは、地方公務員法の改正に基づく措置を講じるため、関係する11件の条例を改正、あるいは廃止しようとするものでございます。

ただいま通知いたしました議案説明資料の26ページをご覧ください。

定年延長に伴いまして導入する制度、あるいは講じる措置につきましては、1の定年の段階的引き上げ、2の管理監督職勤務上限年齢制の導入、3の給与に関する措置、そして27ページの4、暫定再任用制度、定年前再任用短時間勤務制度の導入などであります。

28ページ以降は職員の定年延長等に伴います関係条例の改正等について、新旧対照表を掲載しております。

初めに、28ページのかほ市職員の定年等に関する条例の一部改正であります。先ほど触れました定年延長に伴う新たな制度や措置について規定するものでございます。

次に、34ページをご覧ください。

下段のにかほ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正は、任命権者が市長に対して行います人事行政の運営状況の報告について、新たに導入する定年前再任用短時間勤務職員をその報告の対象として規定するものでございます。

次が35ページでございます。

にかほ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正は、派遣できない職員として、いわゆる役職定年に係る異動期間を延長された管理監督職の職員を定めるものでございます。

次に、36ページです。

上段のにかほ市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正は、定年延長に伴う給与の措置に関連して、懲戒処分による減給の取り扱いについて定めるものでございます。

その下のにかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正は、定年前再任用短時間勤務職員の1週間の勤務時間、週休日及び勤務時間の割り振り並びに年次有給休暇などについて主に規定するものでございます。

次に、40ページです。

にかほ市職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、育児休業を取得できない職員として、いわゆる役職定年の異動期間を延長された監理監督職を定めるものでございます。

次に、42ページ、下段のにかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正は、いわゆる役職定年に伴い、監理監督職から降格となる職員や定年前再任用短時間勤務職員などの給与等について定めるものでございます。

53ページです。

下段の、にかほ市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正は、単純な労務に雇用される定年前再任用短時間勤務職員に支給する給与の種類について定めるものでございます。

54ページ、中段の、にかほ市職員等の旅費に関する条例の一部改正は、この条例の規定の対象から除く非常勤職員から定年前再任用短時間勤務職員を除くこと、つまりは条例の対象にするということを決めるものでございます。

その下の、にかほ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正は、定年前再任用短時間勤務職員に支給する給与の種類を定めるものでございます。

議案綴りの41ページに戻ります。

ページの中ほど、改正条例の附則でございますが、第1項で、本条例の施行期日を令和5年4月1日と定めるものでございます。

43ページです。

附則の第8項以降は、既存の再任用職員の任用を含めた暫定再任用制度について定めるものでございます。これらを定めたことによりまして、46ページの中ほどやや下、附則第23項、ここで現行の職員の再任用に関する条例の廃止について定めるものでございます。

議案第89号の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第90号についてでございます。

議案綴りの50ページになります。

職員の降給につきましては、地方公務員法第27条第2項により、この法律及び条例に定める事由によらなければ、職員は降給されないこととされております。先ほどの議案第89号で説明しましたとおり、改正後のにかほ市一般職の職員の給与に関する条例、附則第17項では、定年延長に伴う管理監督職勤務上限年齢制の導入によって、いわゆる役職定年後の職員の給料の額は、それまでの7割程度とすることとしておりますので、この事由を職員の降給の事由として定める必要があるため、この条例を制定するものでございます。

なお、附則第1項により、条例の施行期日は、令和5年4月1日としております。

また、附則第2項では、これらの改正にあわせて、にかほ市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例も、第1条及び第2条の見出しに、それぞれ「降給」という文言を追加するものでございます。

次に、議案第91号でございます。

これは、職員の定年引き上げに伴いまして、高齢期の職員の多様な働き方を可能とするため、条例を制定しようとするものでございます。

議案綴り52ページになります。

第1条は、条例の趣旨について定め、第2条は、高齢者部分休業の承認について、職員の1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲とすることや対象年齢を55歳以上とすることを定めております。

第3条では、休業中の給料は無給となること、第4条では、任命権者は業務の処理のため、本人の同意を得て部分休業の取り消しや期間の短縮をできること、第5条では、業務に支障のない範囲で休業期間を延長できることを定めております。

なお、附則の第1項のとおり、本条例の施行期日は、令和5年4月1日とするものでございます。

議案第91号の補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第92号及び第93号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） 議案第92号について補足説明いたします。

議案説明資料の58ページをご覧ください。

現在、住民票謄本の交付につきましては、世帯員4名までが200円、5名以上の場合が400円と、世帯員が多く証明用紙が複数になる場合に400円と定めておりましたが、今回、コンビニ交付の実施にあたり見直しを行い、住民票謄本を200円とするものです。

続きまして、議案第93号について補足説明をいたします。

説明資料は59ページとなりますので、ご覧ください。

にかほ市釜ヶ台地区老人憩の家「はんの木」を老人憩の家としての役割を廃止するために、にかほ市老人憩の家条例から削除するものです。

はんの木は、築42年が経過し、ボイラー設備や毎年の修繕が必要な箇所が発生するなど、老朽化が進んでおります。また、選挙事務や住民健診以外での利用はほとんどなく、風呂についても消毒

等の衛生管理の徹底が難しいことから、現在は利用を中止している状況です。

選挙や健診については、地域の他施設で実施可能なこと、地域としての他の利用の需要がないことから、老人憩の家としての役割を廃止することとし、条例を改正するものです。

補足説明については以上であります。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第94号について、企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐藤喜仁君） それでは、議案第94号の補足説明をいたします。

議案綴り59ページになります。

本議案は、風力発電事業が本市の生活環境や自然環境、景観との調和を保ちながら実施されるよう条例を制定するものであります。

本市では、にかほの景観を守り育む条例において、風力発電施設をも包含した内容とする種々の規定を設け、令和2年7月に施行しておりますが、風力発電施設による事故や当該施設に起因する争いを予防するとともに、生活環境や自然環境、景観等に配慮した秩序ある施設整備の推進となるよう、令和3年3月に策定した風力発電に係るゾーニングマップの有効性と実効性を高めるために、風力発電施設整備に特化した条例を制定しようとするものであります。

この条例案については、9月から10月にかけてパブリックコメントを実施し、広く意見を聴取した上で整えているものであります。

条例案の概要について、規定の主なものについて説明いたします。

本条例の適用を受ける事業の範囲については、60ページになりますが、第3条で規則に委ねることとしておりますが、対象の範囲は、陸域に整備するほぼ全ての風力発電施設としており、適用除外となる施設は陸域以外に設置される施設及び定格出力10kW未満で、ブレードを含む高さ10m以下の施設としております。

第4条には市の責務を、第5条には事業者の責務を、第7条には市民の責務を定めております。

第8条から第9条にかけては、ゾーニングマップで区分している保全エリア、調整エリア、導入可能性エリアの三つのエリアごとの性質、性格、特徴に応じた規制等を規定しております。

第11条では、事業者は地域住民等に対し説明会開催などの事業説明の機会を設け、協議に努めることを定めております。

第14条では、市長は事業者に対して必要な報告を求めることができると及び立ち入り調査ができることなどを定めております。

第16条では、整備した事業区域への標識の設置について、第17条では、稼働状況や保守点検状況の報告について、第18条では、事業終了後の施設の除却等について定めております。

第19条では、第1項で適切な事業実施となるよう、市長による指導、助言を、また、第2項、各号に掲げた場合にあつては、必要な措置を勧告できることを定め、第20条では、これらに従わなかった場合の公表措置について規定しております。

第21条から第24条にかけては、風力発電事業の実施に係る重要な事項を審議する、にかほ市風力発電事業審議会に関して定めているところであります。

附則においては、第1項で、条例の施行の日を令和5年4月1日としており、施行の日までの期間を周知の期間としております。

第2項及び第3項では、経過措置を規定しております。

また、第4項では、5年スパンをめぐり、本条例の施行状況やエネルギーに関する知見の進展、動向等を勘案して検討を実施し、その結果に応じて所要の措置を講ずるものとする規定を設け、社会情勢や技術の進展に即した条例となるよう検討を続けていくこととしております。

補足説明は以上であります。

●議長（宮崎信一君） 昼食のため、休憩いたします。再開を午後1時といたします。

午後0時03分 休 憩

午後1時00分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第95号について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） 議案第95号につきましては、議案綴りの67ページをご覧ください。

変更しようとする協定は、工事名が金浦駅こ線人道橋補修・補強工事、協定の相手方は、東日本旅客鉄道株式会社秋田支社、協定金額を変更前1億5,798万8,600円から、変更後1億3,695万5,055円としようとするものでございます。

この工事につきましては、昨年度から今年度にかけてJR側で発注、施工され、既に完了しております。

工事費につきましては、こ線人道橋の塗装に鉛が含まれていたことにより、処理費用が増額となりました一方、工事の合理化によって工事用の足場の設置期間が短縮されたことにより、足場の経費が減額となっております。

これらの実績により、市の負担額が2,103万3,545円減額となるため、協定額を変更するものでございます。

補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第96号について、上下水道課長。

●上下水道課長（齋藤和俊君） それでは、議案第96号について補足説明いたします。

議案綴りの68ページをお願いします。

生活排水処理事業については、県と市町村の共同により、施設の統合や再編、業務の包括発注などについての維持管理費低減に資する取り組みを進めてきたところですが、人口減少問題を克服し、将来にわたって住民サービスの水準を維持していくためには、体制の強化と事務の効率化に向けた努力が必要となっております。広域化、共同化の一層の推進に向けて、県と各市町村は連携の基本方針や役割分担を定めた連携協約を締結するための協議を行うものです。

連携協約の内容につきましては、議案書に記載のとおりであります。

補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第97号について、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） 議案第97号のうち、総務部関係につきましては、先ほど説明いたしました議案第84号から議案第86号までの条例改正に伴う期末手当、あるいは勤勉手当の支給月数の改定や一般職等の月例給の改定に対応するための予算を補正するほか、時間外勤務手当の実績見込み、年度途中の人事異動、扶養親族の異動、これらに関連した共済費など人件費の調整をあわせて行うもので、歳出の各款にわたり、合わせて2,635万1,000円を増額するものでございます。

なお、財源につきましては、歳入18款繰入金の財政調整基金繰入金を2,817万2,000円増額して調整対応するものでございます。

なお、本補正後の財政調整基金の残高は31億7,485万2,000円となります。

総務部関係は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） それでは、市民福祉部関係の主な内容について補足説明申し上げます。

初めに、歳出について説明いたします。

11ページをご覧ください。

3款2項5目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業です。新型コロナウイルス感染症が長期化する中、エネルギーや食料品価格等の物価が高騰している状況にあることから、子育て世帯の生活の支援を行う観点から、にかほ市内に住む18歳以下の子どもがいる保護者等を対象に、子ども1人当たり3万円を支給する子育て世帯臨時特別支援事業を実施するものです。10月1日現在にかほ市内に住所を有する18歳以下の児童及び令和5年3月31日までに生まれた児童の保護者等を対象いたします。

18節負担金補助及び交付金は、10月1日現在の18歳以下、2,763人と10月1日以降の出生予定児童分を50人分見込んで、合わせて2,813人に1人当たり3万円の支給として8,439万円と、事務経費として10節需用費、消耗品費5万円、11節役務費として通信運搬費26万1,000円、手数料18万7,000円の計8,488万8,000円を補正計上をしております。

7ページをご覧ください。

この事業の歳入につきましては、14款2項1目1節総務費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8,244万円、不足する244万8,000円については、財政調整基金繰入金を充当するものです。

スケジュールとしましては、市が児童手当を支払っている世帯につきましては、保護者等の申請なく、いわゆるプッシュ型により児童手当受給者の口座に12月15日に振り込む予定としております。それ以外の児童手当受給者が公務員である場合や末のお子さんが高校生の世帯については、申請書が提出され次第、指定された口座に振り込みます。同じく11月以降に生まれた児童につきましても、

出生届や児童手当の認定請求時にあわせて申請していただき、随時支払う予定としております。

議案説明資料は1枚物で掲載しておりますので、後ほどご確認ください。

補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第98号から第100号までの3件について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） 議案第98号から100号までの3件につきまして、一括して補足説明を申し上げます。

これらの各補正予算につきましては、先ほど説明いたしました議案第86号の条例改正等に伴い、一般職の期末・勤勉手当の支給月数の改定や月例給の改定に対応するための予算を補正するほか、時間外勤務手当の実績見込み、年度途中の人事異動、扶養親族の異動、これらに関連した共済費など、人件費の調整をあわせて行おうとするものでございます。

なお、議案第98号及び99号の補正予算の財源につきましては、歳入の一般会計繰入金をそれぞれ補正して対応しようとするものでございます。

補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第101号の歳入歳出について、企画調整部に関することは企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐藤喜仁君） それでは、議案第101号の企画調整部関係について補足いたします。

初めに、補正予算書5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正についてであります。2款1項総務管理費、一般国道遊佐象潟道路工事に伴う光ファイバー移設事業1,487万円は、国土交通省の工事の進捗にあわせた工事施工となるため、年度内に事業の完了が見込めないことから令和5年度に繰り越すものでございます。

続いて、予算書6ページから7ページにかけてであります。

第3表債務負担行為補正についてであります。

15の業務について追加するものであります。表の上から三つ目の若者支援住宅整備運営管理業務については、人口減少対応施策の一つとして、平沢・白幡森地内に単身者、少人数世帯向け1LDKタイプの住宅を整備することによって、若年世代を市内にとどまらせる、定着を図ることで人口の減少の速度を抑えようとするもので、PFI官民連携事業の手法を活用して実施するものであります。設計業務から用地造成、建物建設、付帯設備や外構整備といった土木・建築工事、そして供用開始からの維持管理、運營業務等を含めた全体事業費について、原油価格の高騰による原材料、資機材、木材価格等の高騰や金利の上昇などを考慮して積算した事業費総額を36億円、これを上限額として債務負担行為を設定し、事業者選定のための総合評価、一般競争入札を行う公告手続に着手しようとするものであります。

設定の期間は、供用開始予定の令和7年4月からの30年間を含む令和36年度、37年3月31日までとするものであります。

このほかの業務については、新年度業務について債務負担行為を設定し、入札契約等の手続を今年度中に行うことによって、年度内または新年度早々の着手を可能とするものであります。現年

度での支払い、これは前払金や部分払いといった現年度での支払いは一切行わないことから、ゼロ債務負担行為と称されています。本市においては、令和5年度執行の業務から積極的に取り組もうとするもので、表に掲げている14の業務を追加することによって、業務発注や施行時期の平準化を図るとともに、受注者の経営と雇用の安定、そして事務手続の効率化につながるものであります。

次に、補正予算書の8ページ、第4表の地方債補正についてであります。病児保育施設整備事業に係る設計業務費の計上にあわせ、過疎対策事業債の借入限度額を変更するものであります。

次に、歳入についてであります。

14款2項国庫補助金1目1節総務費補助金2,019万5,000円の増額は、この後説明があります保育対策総合支援事業及び農家肥料価格高騰対策事業などの物価高騰対応策事業の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものとして、相当額を計上するものであります。これにより当該交付金活用の累計額は4億336万3,000円となります。

次に、12ページ、18款繰入金2項基金繰入金のうち1目財政調整基金繰入金1億3,851万6,000円の増額は、歳入歳出の調整のための増額となります。

他の基金繰り入れについては、充当事業費の増額計上にあわせ補正するもので、本補正後の財政調整基金の残高は30億3,633万6,000円となります。

続いて、歳出について、14ページになります。

2款1項4目財政管理費10節需用費の光熱水費708万円のうち378万円が象潟庁舎等の電気、ガス、水道料金を増額するもので、11節役務費の手数料48万4,000円は、市有地売却について不動産事業者を介した手法を取り入れることにしており、これによって売却が成立した際に支払う手数料となります。

12節委託料96万円は、市有地を適正に管理するための境界確認測量や支障木伐採業務を委託するための費用を増額計上するものであります。

企画調整部関係の補足説明は以上となります。

●議長（宮崎信一君） 次に、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） それでは、総務部関係の補足説明を申し上げます。

補正予算書の11ページをお願いいたします。

歳入でございます。

上段の1款市税1項1目の個人市民税現年度課税分1,000万円の増額及びその下段の2項1目固定資産税現年度課税分3,000万円の増額は、それぞれ課税額の確定により既定予算額との差額を補正するものでございます。

次に、14ページをお願いします。

歳出でございます。

上段の2款総務費1項1目一般管理費の3節職員手当等1,160万7,000円の増額は、秋田県市町村総合事務組合に納付する一般職退職手当事業負担金で、前年度までの退職手当の支給実績額が組合に対して納付済みの負担金額の累計を上回ったため、追加負担をするものでございます。

その下の11節役務費100万円につきましては、通信運搬費につきまして郵便料金のかかり増しによ

り、その実績見込みにより増額するものでございます。

同じ表の一番下、12目情報管理費の14節工事請負費1,487万円は、説明欄のとおり、一般国道遊佐象潟道路工事に伴いまして市の光ファイバーケーブルを移設する工事費でございます。なお、この工事に対する国土交通省からの移転補償料につきましては、来年度予算の歳入に計上を想定しているところでございます。

次に、20ページをお願いしたいと思います。

上から3段目、9款消防費1項5目災害対策費の10節需用費70万円は、防災行政無線設備などの電気料のかかり増しに伴い、光熱水費を増額補正するものでございます。

総務部関係は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） それでは、市民福祉部関係について補足説明申し上げます。

歳入について説明いたします。

予算書は11ページをご覧ください。

14款1項1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金2,635万9,000円は、障害福祉各給付費の増加に伴う国庫負担金であります。交付率は2分の1です。

14款2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金78万円は、生活保護受給者がマイナ保険証を使うための情報連携に使用するパソコン等機器購入に伴う国庫補助金で、交付率は10分の10となっております。

2節児童福祉費補助金、子ども・子育て支援事業補助金60万2,000円は、学童保育クラブの支援員の処遇改善や子育て支援センターの運営に対する国の3分の1補助であります。

次の保育対策総合支援事業費補助金242万5,000円は、各保育所等が新型コロナウイルス感染症対策として購入するマスクや消毒液等に対する国の2分の1補助と保育所におけるICT化推進事業として、にかほ保育園が導入する登降園管理システムに対する国の2分の1補助であります。

12ページをご覧ください。

15款1項1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金1,317万8,000円は、国庫と同様に障害福祉各給付費の増額に伴う県費4分の1の負担金であります。

15款2項2目民生費県補助金は、国庫補助金でも説明しました学童保育クラブ、子育て支援センター運営に対する県補助3分の1で60万2,000円を計上しております。

13ページをご覧ください。

20款4項6目1節雑入です。本荘由利広域市町村圏組合負担金過年度精算金2,962万5,000円は、令和3年度の介護保険分担金の精算金であります。内訳は、介護給付費が2,587万7,000円、地域支援事業負担金が372万8,000円、低所得者対策費等分担金が2万円であります。

地域支援事業委託料54万6,000円の増額は、地域支援事業は介護保険の保険者である本荘由利広域市町村組合から事業委託を受けて実施する介護予防日常生活圏域ニーズ調査に対する充当分となり、歳出に同額を補正しております。

介護予防給付費17万1,000円の増額は、要支援1・2認定者で、ショートステイや福祉用具貸与を

利用される方の介護予防支援委託料に対する国保連合会からの充当分となり、歳出に同額を補正計上しております。

次に、歳出です。

15ページをご覧ください。

3款1項3目障害者福祉費19節扶助費5,272万5,000円は、障害福祉サービス費を初めとする障害福祉各給付費が利用者数、利用回数、利用時間の増加に伴い、増額補正するものであります。

3款1項7目福祉施設管理費です。10節需用費は、午ノ浜温泉の燃料費39万円、光熱水費150万円の増額は物価高騰に伴い、不足分を増額補正するものです。

3款2項1目児童福祉総務費12節委託料194万1,000円は、学童保育クラブにおける新型コロナウイルス感染症対策として、空気清浄機の購入や各支援員の処遇改善に係る放課後児童健全育成事業委託料が86万3,000円、令和5年度に建設を予定している病児保育施設新設工事の実施設計業務委託料が107万8,000円であります。

15ページから16ページにかけてです。

18節負担金補助及び交付金465万9,000円は、勢至保育園で実施したトイレの大規模改修後における抗菌・抗ウイルスガラスコーティングに対する補助金5万9,000円と新型コロナウイルス感染症対策として、保育所等が購入するマスクや消毒液等に対する補助金385万円、にかほ保育園が導入する登降園管理システムの導入に係る補助金75万円の計460万円であります。

22節償還金利子及び割引料は、令和3年度の精算によるもので、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金返還金556万6,000円であります。

16ページをご覧ください。

4款1項3目成人保健事業費10節需用費、燃料費50万円は、新型コロナウイルスワクチン接種会場の暖房のための燃料費として増額するものです。

17ページをご覧ください。

4款1項1目環境衛生費12節委託料100万円は、斎場利用件数の増加により委託料を補正するものです。

4款2項2目環境プラザ運営費10節需用費、燃料費400万円、光熱水費1,900万円の増額は、燃料価格の高騰、電気料の価格高騰により不足が見込まれることから増額補正するものです。

同じく4款2項3目最終処分場管理費10節需用費、光熱水費180万円の増額も同様に、電気料の価格高騰により不足が見込まれることから増額補正するものです。

補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、農林水産部に関することは農林水産部長。

●農林水産部長（池田智成君） それでは、農林水産部関係の主なものについて補足説明をいたします。

補正予算書17ページをご覧ください。

歳出です。

6款農林水産業費1項1目農業委員会費12節委託料38万5,000円は、農地法に基づき農地情報を

インターネット公表する全国農地ナビと農業委員会で運用中の農地台帳システムのデータがこれまで共有されておりましたので、今後、データを共有し、逐次適切に農地情報を管理するため、農地台帳システムを改修するものです。

その下、3目農業振興費18節負担金補助及び交付金8,138万5,000円についてです。肥料価格高騰対策事業費補助金1,662万8,000円は、肥料の価格高騰に対する支援で、化学肥料低減に取り組む農業者にコスト上昇分の一部を補助するものです。国が上昇分の70%を補助し、市は15%を補助します。予算計上は、市の15%分のみで、国からの補助は別に交付される予定です。

その下、農業経営収入保険加入促進事業費補助金139万2,000円は、物価高騰や農産物の価格低迷などの状況にあることから、収入減少を幅広く補填する保険制度への加入促進を図るもので、令和5年收入保険への新規加入保険料の掛け捨て部分を全額補助するものです。

以上2件は、国の地方創生臨時交付金を財源としており、歳入の国庫補助金2,019万5,000円の内数として歳出と同額を計上しております。

その下、機構集積協力金交付事業交付金6,064万円は、担い手への農地の集積・集約化を加速するため、農地中間管理機構を通じた奨励金で、象潟前川地区ほ場整備区域内での地域集積協力金として、面積216.57haに対し、10a当たり単価2万8,000円を計上しております。財源として、歳入の県補助金に同額を計上しております。

続きまして、18ページをご覧ください。

未来へつなぐ元気な農山村創造事業費補助金254万1,000円は、横岡地区の自治会、農家等と地域おこし協力隊により設立された麓のカラコ協議会から提出された、元気な農山村創造プランに基づく新たなビジネスの創出として、現在、横岡地区で進められているゲストハウスの改修を支援するものです。補助率は県2分の1、市12分の1です。財源として歳入の県補助金に217万8,000円を計上しております。

その下、園芸肥料低減技術導入支援事業費補助金18万4,000円は、肥料低減に向けた栽培技術の確立に必要な機械の導入を支援するものです。対象は1件で、導入する機械は局所施肥機1台です。補助率は県2分の1、市10分の1です。財源として、歳入の県補助金に15万4,000円を計上しております。

その下、22節償還金利子及び割引料70万円は、以前、交付を受けた方が個人的な理由によって要件を満たさなくなったことによる経営転換協力金返還金です。財源として、歳入の雑入に増額を計上しております。

農林水産部関係の補足説明は以上です。

- 議長（宮崎信一君） 次に、商工観光部に関することは商工観光部長。
- 商工観光部長（斎藤和幸君） 商工観光部関係の補足説明をいたします。

補正予算書18ページをお開き願います。

歳出です。

一番下の7款1項商工費2目商工振興費18節負担金補助及び交付金1,433万4,000円のうち、説明欄1行目、技能実習生受け入れ支援事業補助金90万円は、市内企業が外国人技能実習生を新たに受

け入れる際に必要な管理団体に係る経費等について、受け入れ1人当たりにつき補助割合2分の1以内、上限10万円を企業に対し補助するものです。今回2社から合計9人の受け入れが予定されております。なお、実習生の国籍は、インドネシア8人、ベトナム1人となっております。

続きまして、説明欄2行目の企業立地促進条例補助金1,103万5,000円は、市内企業が工場の増築や機械設備を新たに導入する際に導入費用の5%以内、上限1,000万円以内を補助する設備投資助成2件、設備投資にあわせて新たに正社員雇用を行った際に1人につき25万円を助成する雇用促進助成1件となっております。そのうち設備投資助成2件のうち1社目は、金属加工機械2台の導入1億8,500万円の事業費に対し5%に当たる928万5,000円を助成するものです。もう一社は、金属加工機械2台の導入3,000万円に対し5%に当たる150万円の助成となっております。

次に、説明欄3行目のコールセンター等関連企業立地促進補助金89万9,000円は、株式会社プレステージインターナショナルに対し、市民の正社員雇用1人当たり30万円、3人分を補助するものでございます。

続いて、同じ18ページが一番下、3目地方創生費18節負担金補助及び交付金、定住奨励金300万円は、本市に定住の意思を持って住宅を取得する市外からの転入者に対し、奨励金を交付するものです。既定予算で6世帯に交付済みであり、今回新たに5世帯を予定しております。内訳は、県外からの移住世帯のうち、単身世帯1世帯に対し70万円、2人世帯2世帯に対しそれぞれ80万円、県内からの単身移住世帯2世帯に対しそれぞれ30万円などとなっております。

続いて、19ページをお開き願います。中ほどになります。

7款2項観光費2目観光施設費600万円は、にかほっとなど各種観光施設の燃料費や電気料高騰による増額です。

続いて23ページになります。

10款教育費5項保健体育費2目屋内運動施設管理費のうち、10節需用費の光熱水費280万円については、多目的屋内運動場「エスパーク★にかほ」ほか屋内運動施設の電気料高騰による増額でございます。

補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、建設部に関することは建設課長。

●建設課長（竹内千尋君） それでは、建設部関係の補足説明をいたします。

補正予算書は19ページをご覧ください。19ページが一番下になります。

8款2項5目除雪費10節需用費の修繕料は、シーズン中の除雪車両の修繕及び道路構造物等の修繕に備えて300万円を増額するものでございます。

20ページをご覧ください。

8款4項1目27節繰出金1,566万6,000円は、公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

その下、8款5項1目住宅費10節需用費の修繕料450万円は、公営住宅の退去等の際に必要な修繕として不足見込み分を増額するものでございます。

建設部関連については以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、消防本部に関することは消防長。

●消防長（阿部光弥君） 消防に関する補足説明をいたします。

補正予算書の20ページをごらんください。

9款消防費1項1目常備消防費10節消耗品159万円の増額は、令和5年度新規採用予定の消防員3名の制服、活動服など、4月1日の着任日にあわせて準備するため補正をお願いするものであります。

同じく10節燃料費、光熱水費は、提案要旨で説明ありました価格高騰による不足分の増額であります。

補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、教育委員会に関することは教育次長。

●教育次長（畠山真姫子君） 教育委員会関連の補足説明を申し上げます。

歳出について、21ページです。

10款2項1目学校管理費10節需用費620万円の増額は、エネルギー価格の高騰により、市内小学校3校の燃料費及び市内小学校4校の光熱水費447万円を増額するものです。

その下、同じく14節工事請負費46万円の増額は、平沢小学校内に階段の手すり、スロープ設置工事を行うものであります。来年度入学予定の児童が現在車椅子を利用していることから、バリアフリー化を図るものであります。

10款3項1目学校管理費10節需用費982万円の増額は、市内中学校3校の光熱水費979万円が主なものであります。

その下、次に21ページから22ページ、10款4項社会教育費、補正額合計1,201万1,000円につきましては、主に教育委員会の各施設における10節需用費、燃料費及び光熱水費を増額補正するものであります。

補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第102号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） 議案第102号について補足説明いたします。

歳入です。6ページをご覧ください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税2,900万円の減額については、当初見込みより営業所得及び米価下落等により農業所得が落ち込んだ影響により補正するものです。

4款1項1目1節普通交付金6,400万円の増額は、歳出に計上しております療養給付費及び高額療養費分について県から同額を交付されるものです。

6款2項1目1節財政調整基金繰入金2,909万円は、歳入歳出の不足分を基金から繰り入れするものです。

歳出です。7ページをご覧ください。

2款1項1目一般被保険者療養給付費18節負担金及び交付金6,000万円及び2款2項1目一般被保険者高額療養費18節負担金及び交付金400万円は、医療費の増加見込み額を計上するものです。

補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第103号から第105号までの3件について、上下水道課長。

●上下水道課長（齋藤和俊君） それでは、最初に議案第103号につきまして補足説明いたします。
補正予算書の6ページをお願いします。

歳入です。

4款1項1目一般会計繰入金1,566万6,000円の増額は、歳入歳出予算の調整によるための補正計上となります。

次に、歳出です。7ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費26節公課費566万6,000円の増額は、令和3年度決算に伴う消費税の確定に伴い、その不足分を補正するものであります。

続きまして、1款1項2目管渠管理費10節需用費の光熱水費800万円の増額は、中継ポンプ場、マンホールポンプ場の電気料金等の高騰に伴う不足額を補正するものです。

同じく12節委託料500万円の減額は、施設管理委託料の実績見込みに伴う減額補正です。

1款1項3目笹森クリーンセンター費10節需用費の光熱水費1,000万円の増額は、笹森クリーンセンターの電気料金等の高騰に伴う不足見込み額を補正するものです。

12節委託料300万円の減額は、処理場の管理委託料の実績見込みによる減額となります。

続きまして、議案第104号につきまして補足説明いたします。

補正予算書の6ページをお願いします。

歳入です。

5款1項1目1節一般会計の繰入金1,230万円の増額は、これも歳入歳出予算調整のための補正計上となります。

次に歳出です。7ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費10節需用費の光熱水費700万円の増額は、処理場、マンホールポンプ場の農業集落排水施設の電気料金等の高騰に伴う不足見込み額を補正するものであります。

同じく修繕料80万円の増額ですけれども、処理場等の機器修繕費の不足見込み額を補正するものです。

続きまして、11節役務費の手数料450万円の増額は、処理場から発生する汚泥の運搬費が燃料費の高騰等により、その処分手数料が増加したことによる不足見込み分について補正するものです。

最後に、議案第105号につきまして補足説明いたします。

補正予算書の2ページ、収益的支出です。

1款1項1目原水及び浄水費16節光熱水費40万円と27節動力費1,900万円の増額補正は、電気料金等の高騰に伴う不足見込み額を補正するものです。

続きまして、1款1項2目配水及び給水費、これも16節光熱水費20万円と27節動力費240万円の増額補正についても、電気料金等の高騰に伴う不足見込み額を補正するものです。

続きまして、1款1項5目総係費14節備用品費41万円の増額は、事務消耗用品の不足見込み額についての補正となります。

今回の補正で経営に直結する収益的支出について増額の補正をしたことによりまして、当初予算では当年度純利益を見込んでおりましたが、今回の補正によりまして損益が見込まれる状況となり

ます。

補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第106号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） 議案第106号の内容について補足説明申し上げます。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響下において原油価格高騰により、エネルギー、食料品等の価格高騰が障害者施設、高齢者施設、保育園等の経営に多大な影響を与えていることから、秋田県と共同し、負担軽減のために障害者支援施設等物価高騰対策事業、介護保険施設等物価高騰対策事業、放課後児童クラブエネルギー価格高騰対策事業、保育所等物価高騰対策事業をそれぞれ実施するものです。

追加の提出議案説明資料をご覧ください。

1 ページです。

障害者支援施設等物価高騰対策事業です。

物価高騰等による障害者支援施設等の光熱水費の負担軽減を図るため行うもので、施設の定員数により入所施設1人当たり9,000円、通所施設1人当たり4,500円を交付する事業であります。

入所施設86人分、通所施設186人分として、161万1,000円を3款1項3目障害者福祉費18節補助金、障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金に増額補正するものです。

3 ページをご覧ください。

介護保険施設等物価高騰対策事業です。

物価高騰等による介護保険施設等の光熱水費の負担軽減を図るため行うもので、施設の定員数により、入所施設1人当たり9,000円、通所施設1人当たり4,500円を交付する事業であります。

入所施設674人分、通所施設284人分を3款1項5目介護保健事業費18節補助金、介護保健施設等物価高騰対策事業費補助金として734万4,000円を増額補正するものです。

5 ページをご覧ください。

放課後児童クラブエネルギー価格高騰対策事業です。

エネルギー価格高騰による学童保育の光熱費の負担軽減を図るため行うもので、学童保育利用児童1人当たり2,000円を交付するものです。実際に光熱費を負担している2クラブに67人分、13万4,000円を、3款2項1目児童福祉総務費18節補助金に増額補正するものです。

6 ページをご覧ください。

保育所等物価高騰対策事業です。

保育所等の経営の安定に向けた光熱費等の価格高騰分への支援及び従来どおりの栄養バランスや量を保った給食の実施を確保するために行うもので、保育所等光熱費価格高騰対策として、3歳以上の園児1人当たり7,100円を交付するもので、3款2項2目児童運営費18節補助金、保育所等物価高騰対策事業費補助金に9施設618人分に対して438万8,000円、保育所等給食費価格高騰対策として園児1人当たり3,240円を交付するものとして、9施設379人分に対して122万8,000円、計561万6,000円を増額補正するものです。

これらの事業に対する歳入については、県補助金以外の市負担分については、新型コロナウイルス

ス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することとし、14款2項1目総務費国庫補助金に735万3,000円を計上しております。各事業費の補助率2分の1の障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金分として80万5,000円、介護保健施設等物価高騰対策事業費補助金分として367万2,000円、放課後児童クラブエネルギー価格高騰対策事業費補助金分として6万7,000円、保育所等物価高騰対策事業費補助金分として280万8,000円の計735万2,000円を15款2項2目民生費県補助金に計上しております。

補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第83号教育委員会委員の任命について、質疑、討論、採決を行います。

本議案は人事案件ですので、申し合わせにより討論を省略し、質疑の終了後に採決を行います。

質疑には、自己の思いや意見を入れないように注意してください。

議案第83号の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第83号の質疑を終わります。

これから議案第83号を採決します。この採決は無記名投票によって行います。

議場を閉鎖します。

【議場閉鎖】

●議長（宮崎信一君） ただいまの出席議員は、15人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、14番佐々木敏春議員、15番森鉄也議員、16番伊藤竹文議員を指名します。

投票用紙を配付します。

【投票用紙配付】

●議長（宮崎信一君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載してください。

なお、無記名投票においては、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定によって反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

●議長（宮崎信一君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票してください。

【点呼に応じ各員投票】

●議長（宮崎信一君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。14番佐々木敏春議員、15番森鉄也議員、16番伊藤竹文議員は、開票の立ち会いをお願いします。

【立会人佐々木敏春君、森鉄也君、伊藤竹文君、立ち会いの上、開票】

●議長（宮崎信一君） 投票の結果を報告します。

投票総数15票、有効投票15票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、賛成15票、反対ゼロ票。以上のおり賛成が多数です。したがって、議案第83号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

【議場開鎖を解く】

●議長（宮崎信一君） 所用のため、暫時休憩をいたします。再開を2時15分といたします。

午後2時03分 休 憩

午後2時14分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これから議案第84号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてから議案第86号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてまで及び議案第97号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）についてから議案第100号令和4年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの7件の議案について、質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑には、自己の思いや意見を入れないように注意してください。

議案第84号から議案第86号まで及び議案第97号から議案第100号までの議案7件について質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第84号から議案第86号まで及び議案第97号から議案第100号までの議案7件の質疑を終わります。

これから議案第84号から議案第86号まで及び議案第97号から議案第100号までの議案7件の討論、採決を行います。

初めに、議案第84号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第84号の討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定

することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立多数です。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第85号の討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立多数です。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第86号の討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第97号の討論を終わります。

これから議案第97号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号令和4年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第98号の討論を終わります。

これから議案第98号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号令和4年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についての

討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第99号の討論を終わります。

これから議案第99号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号令和4年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第100号の討論を終わります。

これから議案第100号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後2時20分 散 会
